ロ　作業療法を算定すべき作業療法の施設基準

(1)　(略)

(2)　利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3)・(4)　(略)

八　特定診療費及び特別診療費における言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ　(略)

ロ　利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ　(略)

九　特定診療費及び特別診療費における集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準

イ　(略)

ロ　利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ　(略)

十　特定診療費及び特別診療費における認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準

イ　(略)

ロ　入院患者又は入所者の数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

十一　特定診療費及び特別診療費における精神科作業療法の施設基準

イ　(略)

ロ　利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。

ハ　(略)

（厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤の一部改正）

第八条　厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤（平成十二年厚生省告示第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬剤	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬	一　削除 二　厚生労働大臣が定める特別な薬剤 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬

（介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正）

第九条　介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注11から注14まで及びへの規定による加算又は減算に係る費用の額	一　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注11から注13まで及びへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費のイからハまでの注4から注6まで及びへの規定による加算に係る費用の額